

森林組合経営再建緊急支援事業（継続）

【平成27年度概算決定額（復旧・復興対策）33,528（36,700）千円】

事業のポイント

東日本大震災により被災した森林組合等が経営再建等を図るために借入れた資金に対し、最大2%、最長5年の利子助成を行います。また、被災した森林所有者等を対象として、森林組合等が相続や今後の森林経営等に係る相談会等を実施します。

<背景／課題>

- ・ 復興材をはじめとする国産材の安定供給ニーズの増大に対応するためには、国産材の供給を担う森林組合等を迅速に再建することが不可欠であり、地域経済の復興の観点からも重要です。
- ・ 被災した森林所有者やその遺族等から、所有山林の相続その他今後の森林経営等について多数の相談が見込まれるため、地域の森林管理の担い手である森林組合等が相談会を実施するなどして、今後の施業集約化に支障とならないよう適切な助言等を行うことが必要です。

政策目標

- 被災した森林組合等の経営再建等に必要な資金の計画額（22.5億円）を目安とした融通の円滑化
- 被災した森林所有者等に対する経営相談を実施し森林経営の存続を図ることにより、被災地の森林・林業の再生に寄与

<主な内容>

（1）森林組合等の経営再建等のために借入れた資金に対する利子助成

（最長5年、最大2%まで利子助成）

- ① 被災した森林組合等の経営再建のために借入れた資金に対する利子助成
仮事務所の賃借、新たな事業地の購入・賃借、新たな事務所の建設、OA機器の購入など、経営再建のために借入れた資金に対する利子助成を行います。
- ② 被災した森林組合等の経営の維持・安定のために借入れた資金に対する利子助成
震災の影響による経営環境の変化により、一時的に経営不振に陥った森林組合等の経営の維持・安定のために借入れた資金に対する利子助成を行います。

（2）森林所有者等に対する相談会等の実施

被災した森林所有者やその遺族等を対象に、地域の森林管理の担い手である森林組合等が、所有山林の相続その他今後の森林経営等に係る相談会等を実施します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

- （1）全国森林組合連合会
- （2）民間団体

<事業実施期間>

- （1）平成24年度～平成32年度
- （2）平成25年度～平成27年度

[担当課：林野庁経営課]